

# 利用者への虐待防止に関する指針

社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会



# 利用者への虐待防止に関する指針

## 1. 基本方針

当該事業所では、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なサービスを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めることとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての従業者がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

### 【虐待の定義】

虐待とは、従業者等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

#### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

#### (2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前3項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止検討委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。また、身体拘束等廃止に向けた身体拘束等の適正化のための取組み及び検討も一体的に行い、虐待防止検討委員会において審議・検討された内容を周知するとともに、虐待防止対策及び身体拘束等の適正化のための対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

### (1) 虐待防止検討委員会の組織

- ① 委員長 介護支援課長
- ② 副委員長 委員の中から委員長が指名する
- ③ 委員 管理者、その他委員長が必要と認める者

## (2) 虐待防止検討委員会において取組む虐待防止に関する実施内容

- ① 虐待防止検討委員会の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待防止のための従業者への指導、研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制の整備に関すること
- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市又は地域包括支援センターへの通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ ⑥の再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること

## (3) 虐待防止検討委員会の開催

虐待防止検討委員会は、定期的（少なくとも1年に1回以上）に開催し、虐待等が発生した場合、適宜開催する。また、緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合等）は、関係従業者を招集し臨時の会議を開催する。

虐待防止検討委員会に参加できない従業者等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により意見を盛り込み検討を行う。また、虐待防止検討委員会で検討した結果について、職員に周知徹底を図るとともに、対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

## 3. 虐待防止のための従業者の研修に関する基本方針

- (1) 従業者に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針の基づく研修は、年1回以上の研修に加え、新規従業者採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

## 4. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、事業所内で協議し市又は地域包括支援センターへ報告する。客観的な事実確認の結果、虐待が従業者等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性が高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

## 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や管理者等への報告を行う。
- (2) 虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した従業者は、管理者へ報告を行うとともに、事業所内で協議し市又は地域包括支援センターへ報告する。

(3) 事業所は、市及び地域包括支援センターが実施する事実確認に対して事実を報告し、協力体制をとる。

#### 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

家族がない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

#### 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

#### 8. 利用者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

#### 9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3. に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

この指針は、令和4年11月1日より施行する。

この指針は、令和7年2月26日より施行する。